第　1　章　　総　　則

第１章　　総　　則

第１節　計画の目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「石災法」という。）第 31 条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに災害の予防対策及び応急活動等必要な事務を定めることにより、総合的な防災・減災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第２節　計画の性質

１　この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特措法」という。）第５条第２項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、特別防災区域に係る災害の防止に関し、特定事業者、国、県、関係市及びその他の防災関係機関が実施すべき防災業務とその責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連携調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画である。

２　特別防災区域の特殊性を考慮し、特別防災区域内の災害が区域外に及び、又は及ぶおそれのある場合、あるいは、特別防災区域外の災害にあっても区域内に著しい影響をおよぼすおそれのある場合について、この計画を適用する。

３　この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

４　この計画に定めのない事項については、災害対策基本法第１０条及び石災法第３２条の規定により、災害の状況に応じ三重県地域防災計画（風水害等対策編）及び三重県地域防災計画（地震・津波対策編）（以下「県地域防災計画」という。）及び関係市の地域防災計画を準用し、必要な措置を実施する。

第３節　基本方針

この計画においては、本県の石油コンビナート地域の立地環境の特殊性を考慮し、特別防災区域に係る災害が周辺地域に重大な影響をおよぼすおそれがあることから、特定事業者をはじめ、防災関係機関はその果たすべき責務を十分認識し、次の基本方針に沿って防災体制の確立及び災害の予防並びに災害が発生した場合の応急対策に万全を期すものとする。

1　災害の防御にあたっては県民の安全対策を最優先する。

2　特別防災区域内に係る災害の態様、発生の可能性等について、防災関係機関等において共通の認識をもち、災害の予防及び応急対策の推進を図る。

3　災害防止に対する第一次的責任を有する特定事業者は、当該事業所における防災対策の強化と事業所相互間の協力体制を確立し、平素における従業員に対する教育訓練及び防災訓練を充実させることにより、災害の発生及び拡大の防止を図る。また、我が国の社会経済活動を機能不全に陥らせないよう燃料やエネルギー等の供給能力を最低限確保し、早期の復旧復興に貢献する。

4　防災関係機関等の業務及び役割を明確にするとともに、平素から防災関係機関等の相互の連携を図ることにより一体となった防災対策の推進を図る。

第４節　特別防災区域の範囲

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和５１年政令第１９２号）により指定された県内の特別防災区域は、次のとおりである。

四日市臨海地区

三重県四日市市の区域のうち次の区域

（１）霞一丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、千歳町、大浜町、石原町、三田町、雨池町並びに川尻町字極楽寺、字小島縄、字丸田、字大仙寺、字古屋敷、字城東、字古城及び字起シの区域　午起三丁目、浜町、北納屋町、稲葉町、大字四日市字寅高入、東邦町、宮東町一丁目から宮東町三丁目まで、塩浜町、日永東二丁目、大字日永字中浜及び字土網、大字馳出字北新開及び字葭原、大字六呂見字宮北、字沖殿、字大島、字小浦、字東浦、字大工縄、字南新堀及び字南浦、大字塩浜、川尻町並びに大治田三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域　これらの区域に介在する道路の区域

（２）楠町小倉字松山、字砂間及び字洲之上の区域　楠町小倉字畑割、字東浜田、字荒川原、字孤塚、字永田、字釜越及び字西浜田並びに楠町北五味塚字塩役の区域のうち主務大臣の定める区域

第５節　特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積１１．０１km^2、３２の特定事業所（第一種事業所１４、第二種事業所１８）で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況（令和７年１月１日現在）

区　　分	面　積 km^2	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm^3	総数	第一種事業所（内レイアウト）	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,791	5,705	32	14(9)	18

四日市臨海地区特定事業所位置図

四日市臨海地区特定事業所一覧

	番号	種別	事業所名
第1コンビナート	1	第一種	㈱ＥＮＥＯＳマテリアル四日市工場
	2	〃	三菱ケミカル㈱東海事業所　塩浜地区
	3	〃（※）	コスモ石油㈱塩浜油槽所
	4	〃	昭和四日市石油㈱四日市製油所
	5	〃（※）	高純度シリコン㈱
	6	第二種	三菱ケミカル㈱東海事業所　川尻地区
	7	〃	三菱ケミカル㈱東海事業所　大治田地区
	8	〃	㈱ジェイエスピー四日市　第一工場
	9	〃	四日市合成㈱四日市工場
	１０	〃	四日市合成㈱六呂見工場
	１１	〃	東邦化学工業㈱四日市工場
	１２	〃	味の素㈱東海事業所
	１３	〃	三菱瓦斯化学㈱四日市工場
	１４	〃	日本トランスシティ㈱東邦町タンクヤード
	１５	〃	中部海運㈱東邦町タンクヤード
	１６	〃	石原産業㈱四日市工場
	１７	〃	ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ㈱四日市工場
第2コンビナート	１８	第一種	コスモ石油㈱四日市製油所
	１９	〃（※）	コスモ石油㈱第１陸上出荷場
	２０	〃	ＫＨネオケム㈱四日市工場　午起製造所
	２１	第二種	㈱ＪＥＲＡ四日市火力発電所
	２２	〃	第一工業製薬㈱四日市工場　千歳地区
第3コンビナート	２３	第一種	ＫＨネオケム㈱四日市工場　霞ケ浦製造所
	２４	〃	東ソー㈱四日市事業所
	２５	〃	丸善石油化学㈱四日市工場
	２６	〃（※）	四日市オキシトン㈱四日市工場
	２７	〃	四日市エルピージー基地㈱霞事業所
	２８	〃（※）	ＤＩＣ㈱四日市工場
	２９	第二種	㈱ＪＥＲＡ四日市ＬＮＧセンター
	３０	〃	東邦ガス㈱四日市工場
	３１	〃	コスモ石油㈱四日市霞発電所
	３２	〃	第一工業製薬㈱四日市工場　霞地区

注）（※）はレイアウト対象外事業所を示す。

第６節　防災計画等の修正

１　防災計画の修正

防災計画は、石災法第３１条の規定に基づき、毎年これに検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

修正は原則として次により行う。

（１）防災関係機関等は、毎年防災本部が指定する期日（緊急を要する場合はその都度）までに修正すべき内容及び資料等を防災本部に提出する。

（２）特定事業者は、防災関係機関からこの計画に必要な資料等の提出を求められたときは、指定された期日までに当該防災関係機関に提出する。

（３）防災本部は、提出された修正内容及び資料をとりまとめ、防災計画修正原案を作成する。

（４）防災本部幹事会は、防災計画修正原案を審議し、防災本部員会議に提出する防災計画修正案を作成する。なお、軽易な事項の修正については、防災本部幹事会でこれを行う。

（５）また、作成にあたっては、必要に応じ、部外の専門家等の参加した委員会を設置する。防災本部は、防災本部員会議を開催し、防災計画を修正する。

（６）防災本部は、石災法第３１条第５項の規定に基づき、修正した防災計画を主務大臣に提出する。

２　防災活動要領等の修正

防災関係機関等は、防災組織及び防災活動要領等についても、毎年検討を加え必要が生じたときはこれを修正する。

第７節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

１　県

県は、関係市を包括する広域的地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者等の行うべき災害予防対策について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する所管法令に基づく諸対策を実施するほか、この計画等に基づいて関係市及びその他の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施に係る総合的な調整を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

（１）防災本部の運営

（２）県庁内防災組織の整備

（３）関係市及びその他防災関係機関の防災事務又は業務に係る総合調整

（４）総合防災訓練の実施に係る企画・調整、支援及び事業所防災訓練に係る指導

（５）災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査

（６）災害広報

（７）自衛隊への災害派遣要請

（８）被災者の援助及び救援物資の備蓄、調達

（９）市の実施する救助活動及び消火活動に対する応援、指示、調整

（１０）災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導

（１１）防災活動に必要な資機材の備蓄、管理、調達、あっせん

（１２）特定事業所の防災に関する指導

（１３）高圧ガス施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査

（１４）工業用水道施設の管理

（１５）県内消防吏員、消防団員及び自衛消防隊員の教育訓練

（１６）防災に関する調査研究

（１７）災害復旧対策

（１８）その他必要な応急対策

２　県警察

県警察は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害に係る被害の発生及び拡大の防止並びに防災活動の円滑な実行を支援するため、次の事項について必要な施策を講じる。

（１）災害情報の収集及び伝達

（２）災害原因の調査研究

（３）現場広報活動

（４）危険区域内住民の避難誘導

（５）被災者の救助

（６）交通規制及び災害現場の警備

（７）緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付

（８）犯罪の予防及び危険物等の取締り

（９）行方不明者の捜索及び死体の検視

（１０）県及び市の行う災害救助活動に対する協力

（１１）その他被災地における社会秩序の維持

３　市

市は、住民に対しての防災上の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者の行うべき災害予防対策及び災害時における防災活動について必要な指導、指揮を行うとともに、消火その他防災活動を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

（１）現地本部の運営

（２）市庁内防災組織の整備

（３）総合防災訓練の実施、運営及び事業所防災訓練に係る指導・支援

（４）災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査

（５）消火その他防災活動の実施

（６）自衛防災組織及び共同防災組織の育成指導並びに災害時における指揮、指導、監督

（７）災害広報

（８）避難の勧告、指示及び誘導

（９）被災者の救助及び救護並びに救援物資の供給及び調達

（１０）災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導

（１１）化学消火剤、油処理剤等必要な資機材の備蓄、調達

（１２）特定事業所の防災に関する指導

（１３）危険物施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査

（１４）毒物及び劇物関係施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査

（１５）防災施設の整備

（１６）防災に関する調査研究

（１７）その他必要な応急対策

４　四日市港管理組合

四日市港管理組合は、四日市臨海地区特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その災害の拡大を防止するため、次の事項について必要な措置を講じる。

（１）防潮堤、防潮水門及び扉の開閉等の管理

（２）港湾施設の災害応急措置

（３）港湾機能の確保

（４）港則法（昭和 23 年 7 月 15 日法律第 174 号）に基づき海上保安庁が行う予防措置に対する協力

５　国の防災関係機関

国の防災関係機関は、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、所管法令に基づき災害防止に係る諸対策を実施するほか、災害時においてはその他の防災関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県、関係市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

（１）中部近畿産業保安監督部

ア　第１種事業所等に係る現地調査及び工事完了後の確認

イ　特定事業所に対する立入検査

ウ　高圧ガス施設の保安管理の助言及び指導又は立入検査

エ　電気及びガス施設等の保安に関する指導及び立入検査

オ　災害原因の調査

（２）第四管区海上保安本部

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　避難の援助及び勧告

ウ　海上消防活動

エ　流出油等に対し措置義務者に措置を命ずる等必要な措置

オ　海上交通安全の確保及び海上交通規制

カ　海上における治安の維持

キ　人員及び救援物資の緊急輸送

ク　海上災害に関する教育訓練

ケ　防災に関する調査研究

コ　その他海上災害に関する措置

（３）三重労働局

ア　労働災害防止に関する指導・監督

イ　計画届の審査

ウ　ボイラー・圧力容器等の検査

エ　安全衛生教育に関する指導・支援

オ　災害調査の実施及び再発防止対策指導

カ　自主的安全衛生活動の促進指導

（４）中部地方整備局

ア　直轄国道の通行確保に関すること

イ　災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導

ウ　港湾施設、海岸保全施設等の被災に際し、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工法についての指導

エ　海上の流出油災害に対し、防除等必要な措置の実施

オ　名古屋港に整備した浮体式防災基地の活用(ヘリコプター離発着場、防災資機材集結場所等)による後方支援

（５）中部管区警察局

ア　管区内各県警察の指導・調整

イ　他管区警察局との連携

ウ　関係機関との協力

エ　災害情報の収集及び連絡

オ　警察通信の運用

（６）津地方気象台

気象業務法（昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号）に基づく予報及び警報等の発表

（７）中部経済産業局

必要資機材の調達、あっせん

６　自衛隊

（１）要請に基づく災害派遣

（２）関係機関が行う防災訓練への協力参加

７　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進すると共に、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

（１）指定公共機関

・西日本電信電話株式会社三重支店

・株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重支店

・ＫＤＤＩ株式会社中部総支社

・ソフトバンク株式会社

・日本銀行名古屋支店

・日本赤十字社三重県支部

・日本放送協会津放送局

・中日本高速道路株式会社

・独立行政法人水資源機構

・東海旅客鉄道株式会社

・西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

・中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社ＪＥＲＡ西日本支社

・関西電力送配電株式会社和歌山支社

・東邦ガス株式会社

・日本郵便株式会社

・独立行政法人国立病院機構

（２）指定地方公共機関

・公益社団法人三重県医師会

・三重テレビ放送株式会社

・三重エフエム放送株式会社
・三重交通株式会社
・一般社団法人三重県トラック協会
・近畿日本鉄道株式会社
・一般社団法人三重県ＬＰガス協会
・公益社団法人三重県歯科医師会
・株式会社ケーブルコモンネット三重
・一般社団法人三重県建設業協会

８　公共的団体及び特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者は、平素から防災予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市等その他防災関係機関の防災活動に協力する。

・産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）
・文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）
・危険物施設等の管理者
・各港湾施設の管理機関
・土地改良区
・一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）
・鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）
・ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県ＬＰガス協会を除く）

９　特定事業者

特定事業者は、当該事業所における防災対策に関し一義的責任を有することを認識し、関係法令に基づく規程及び自主保安管理基準の整備はもとより、自衛防災組織の充実、保安管理体制の強化に努めるなど、災害の発生及び拡大防止に万全の措置を講じるとともに、他の事業者及び他地区の事業者と相互に連帯共同して特別防災区域の一体的防災体制の確立に努める。

（１）特定防災施設等及び防災組織の整備強化
（２）防災資機材の整備、備蓄及び点検の励行
（３）製造施設、貯蔵施設、用役施設等の維持管理の徹底
（４）教育訓練及び防災訓練の実施及び徹底

（５）防災施設及び防災対策の整備強化

（６）安全操業の確保及び労働安全の徹底

（７）異常現象発生時の通報連絡体制の整備

（８）緊急時の応急措置の徹底

（９）火災等災害発生時の防御活動

(10) 災害時の広報活動

(11) 防災本部へのコンビナート事故報告の提出

(12) その他災害の発生及び拡大防止等のための必要な措置